

厚生労働省省内事業仕分け（労働基準監督業務）
仕分け人（6名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分 3人	人	① 事業を廃止
	人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	人	③ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	人	④ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる (具体的な実施主体:)
	3人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 (実施方法の見直し、予算の縮減、他機関との連携促進など)
改革案は妥当 3人		

<具体的な意見>

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要】

- ・ 重点課題に沿った監督業務のレベルアップと効果の見極めに努め、さらに労働環境の向上に努めていただきたい。特に長時間労働については、もう一步踏み込んだ監督を行い、ワークライフバランスの改善に貢献して欲しい
- ・ 業務内容（質と量）の変化に見合って職員数を考えるべきであるが、その点の検証が不十分である。早急に分析し、今後の体制の検討に反映すべし
- ・ 労働に起因する問題の質が変化している中で、単に効率だけで仕事を判断することはできない。質の高い、社会に相応する仕事を行ってほしい。
労働局の集約化は必要である。また、問題が複雑化するのであれば他の行政機関との連携が必要ではないか

【改革案は妥当】

- ・ 改革案にある労働基準関係法令の周知・情報提供の徹底について、効果ある方法にて実施していただきたい
- ・ 申告処理について繰越しなきようスピーディーな処理を。事業者サイドの事情説明をどう新たな施策として反映させていくかが必要
- ・ 法令違反の見識のない使用者や労働者保護の仕組みを知らない労働者の存在、法令違反について「声をあげられない」労働者の存在に対する解決策として、文部科学省の協力を要請し、中学校・高等学校の教育要項の中に労働関連法規に関する授業や職場見学を入れるべきではないか。
公務員型独立行政法人から、非公務員型独立行政法人に移行する「国立病院機構」等の監督・指導を的確に行っていただきたい。一時的に医師・看護師不足が明らかにな

って、法令違反になっても行うべき